「所得金額の区分計算書」及び「収益配分額の区分計算書」記載の手引

　この計算書は、地方税法第７２条の２第１項第１号に掲げる事業（以下「１号事業」という。）、同項第２号に掲げる事業（電気供給業及びガス供給業に限る。以下「２号事業」という。）又は同項第３号に掲げる小売電気事業等又は発電事業等（以下「３号事業」という。）を併せて行っている場合に、各事業の課税標準額である所得金額又は付加価値額を算定する際に使用してください。

１　課税標準額の区分計算について

　１号事業、２号事業又は３号事業を併せて行っている場合、原則、各事業の所得金額又は付加価値額を区分計算して、それぞれの課税標準額を算定することになります。

この場合は、「所得金額の区分計算書」、「収益配分額の区分計算書」（外形標準課税適用法人のみ）を作成してください。

　なお、各事業のうち従たる事業が「軽微な場合」は、従たる事業を主たる事業に含めて、主たる事業の課税方式によって課税標準額を算定することができます。この場合は、「所得金額の区分計算書」や「収益配分額の区分計算書」を作成する必要はありません。

　従たる事業が「軽微な場合」とは、一般に、従たる事業の売上金額が主たる事業の一割程度以下である場合等をいいます。

２　「所得金額の区分計算書」の各欄の記載方法

(1) （ア）科目欄は、損益計算書、法人税明細書別表４、第6号様式別表５の各項目を記載してください。

(2) （イ）総額欄は、損益計算書、法人税明細書別表４、第6号様式別表５の各項目の金額を転記してください。

なお、（Ａ）法人税所得欄の総額は、法人税明細書別表４の34欄（合計）の金額と一致し、（Ｂ）仮計欄の総額は、第6号様式別表５の㉔欄（所得金額差引計）の金額と一致します。

(3) （ウ）所得金額の区分計算書欄について

　　１号事業、２号事業又は３号事業のうち行う事業をプルダウンから選択してください。

１号事業、２号事業及び３号事業を併せて行う場合は、１列追加して算定してください。

(4) （ウ）所得金額の区分計算書欄のうち「共通」欄について

各事業の双方に関連する額（管理部門経費、役員報酬、利息等）及び帰属の判定が困難な額（会計処理上操作できるもの等）を記載します。

科目ごとに、共通の額を「計①」欄に記載してください。

②欄については、①欄の額に１号事業の配賦割合を乗じたもの（２号事業と３号事業を併せて行う場合は２号事業の配布割合を乗じたもの）を記載してください。（1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数を切上げた金額を記載してください。）

①－②欄については、①欄から②欄を差引いた金額を記載してください。

(5) （C）各事業の繰越欠損金額等の当期控除額欄について

１号事業又は３号事業に係る繰越欠損金額等のうち当期控除できる額を各事業の欄に記載します。

(6) （D）差引計欄について

１号事業は②欄の金額、３号事業は①－②欄の金額が所得割の所得金額又は欠損金額となります。

当該金額を、１号事業は第6号様式の㉘欄又は第６号様式（その２）の㉘欄に、３号事業は第６号様式（その２）の㊵欄に転記してください。

(7)　１号事業及び３号事業を併せて行う場合は、第６号様式別表５を事業ごとに作成します。

１号事業又は３号事業に係る（Ａ）欄、第６号様式別表５欄の加減算欄及び（Ｂ）から（Ｄ）欄までの金額を、第6号様式別表５の各欄に転記してください。

(8) （E）共通の配賦基準について

各事業に共通する収入金額又は経費がある場合は、各事業の売上等最も妥当と認められる基準によって配賦割合を算定し、共通の収入金額又は経費に１号事業の配賦割合を乗じたものを１号事業の収入金額又は経費とし、①欄から②欄を差し引いた額を２号事業又は３号事業の収入金額又は経費とします。

ただし、２号事業と３号事業を併せて行う場合は、共通の収入金額又は経費に２号事業の配賦割合を乗じたものを２号事業の収入金額又は経費とします。

売上を配賦基準とする場合は、売上を○で囲み、各事業の売上により配賦割合を算定してください。

なお、配賦基準とする売上は、損益計算書の科目名に関わらず、売上金額に相当する金額の全てを用いてください。（どちらか一方の売上が売上高ではなく営業外収益に計上されている場合など。）

また、売上が法人税明細書別表４で加減算されている場合は、加減算後の金額を用います。

売上以外を配賦基準とする場合は、空欄に基準となる内容を具体的に記載し、その基準により配賦割合を算定してください。

(9) （F）共通の配賦割合について

１号事業の配賦割合（２号事業と３号事業を行う場合は２号事業の配布割合）は、小数点以下第6位未満の端数を切り上げて算定してください。（％表示前）

(10)　１号事業、２号事業及び３号事業を併せて行う場合は、(E)欄及び(F)欄に１列追加して算定してください。

３　「収益配分額の区分計算書」の各欄の記載方法

(1) （ア）項目欄及び（イ）総額欄は、報酬給与額、支払（受取）利子、支払（受取）賃借料に該当する全ての項目及び金額を記載してください。

(2) （ウ）収益配分額の区分計算書欄について

２(3)と同様に記載してください。

(3) （ウ）収益配分額の区分計算書欄のうち「共通」欄について

　　２(4)と同様の取り扱いによるものとしてください。

(4) （Ｄ）共通の配賦基準について

２(8)と同様の取り扱いによるものとしてください。

(5) （Ｅ）共通の配賦割合について

2(9)と同様の取り扱いによるものとしてください。

(6) １号事業及び３号事業を併せて行う場合は、第６号様式別表５の２等の外形標準課税適用法人が使用する別表を事業ごとに作成します。

（ウ）収益配分額の区分計算書欄の区分に応じ、１号事業は「②」欄、３号事業は「①－②」欄の金額を使用して、第６号様式別表５の３（報酬給与額の明細書）、第６号様式別表５の４（純支払利子の明細書）、第６号様式別表５の５（純支払賃借料の明細書）を作成してください。

４　収入金課税事業の課税標準について

　　２号事業又は３号事業の課税標準額となる収入金額は、別途、第6号様式別表６（収入金額に関する計算書）を用いての計算が必要です。

収入金額の総額欄には、２号事業又は３号事業に係る一切の収入金額（共通配賦後の収入を含む）を転記してください。

控除される金額欄は、法令で定められた次の項目を記載してください。

|  |
| --- |
| 国及び地方公共団体の補助金、固定資産の売却による収入金額のほか、保険金、有価証券の売却による収入金額、不用品の売却による収入金額、受取利息及び受取配当金等、地方税法施行令第22条の規定により控除される収入金額。 |

　なお、２号事業及び３号事業を併せて行う場合は、第６号様式別表６（収入金額に関する計算書）を事業ごとに作成します。

（令和４年９月改訂）